

審 査 書

南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場埋立事業（仮称）に係る環境影響評価準備書及び環境影響評価書に関する横浜市環境影響評価条例第 23 条第 1 項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中 田 宏

第 1 対象事業

1 事業者の名称及び所在地

名 称：横浜市

代表者：横浜市長 中田 宏

所在地：中区港町 1 丁目 1 番地

2 対象事業の名称及び種類

名 称：南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場埋立事業（仮称）

種 類：廃棄物処理施設の建設（第 1 分類事業）

3 事業実施区域

横浜市中区南本牧 4 番地先の水面埋立予定地

第 2 審査意見

1 全般的事項

南本牧ふ頭第 5 ブロック廃棄物最終処分場埋立事業（仮称）（以下「本事業」という。）は、横浜市が中区南本牧 4 番地先の水面埋立予定地（以下「計画地」という。）に廃棄物の最終処分場を設置するもので、横浜市環境影響評価条例に規定する第 1 分類事業に該当する。

現在、横浜市が設置している廃棄物処分場は、横浜 G30 プランによるごみの減量・リサイクルの推進により、平成 26 年度半ばまで廃棄物の埋立処分が可能であると見込まれ

ている。本事業は、平成26年度以降も埋立処分を必要とする廃棄物は発生することから、新たに一般廃棄物及び産業廃棄物の埋立処分を行う最終処分場を設置しようとするものである。

本事業は、既存の外周護岸と中仕切り護岸により囲まれた静水域の中に設置する水面埋立処分場である。その構造は、廃棄物の保有水等による周辺水域の汚染を防止するため、底部は計画地海底の不透水性地盤、側部は在来地盤と埋立土層の地盤改良により形成する不透水性地盤及びケーソン又は鋼製セルで構成する遮水構造とし、また、廃棄物の投入により水質が変化した余水を適正に処理するための排水処理施設を設置すること等により、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）第1条第1項に定める基準に適合させようとするものである。埋立面積は16.4ヘクタール、埋立容量は400万 m^3 で、年間の廃棄物受入量は一般廃棄物4.4万 m^3 、産業廃棄物4.0万 m^3 とし、平成26年度から概ね50年間供用する計画である。

計画地は、中区の南東側に位置する南本牧ふ頭の東側に位置している。南本牧ふ頭は、公有水面埋立事業として昭和63年に横浜市環境影響評価指導指針に基づき、環境影響評価の手続きを行った。南本牧ふ頭公有水面埋立事業は水深20mから40mの海域を埋め立てる事業で、平成2年から事業に着手し、現在も埋立工事が行われている。本事業は、埋立工事中の南本牧ふ頭の一面に、新たに廃棄物最終処分場を建設するものである。南本牧ふ頭には、既存の廃棄物最終処分場があり、廃棄物の受入れ中であるが、本事業の廃棄物最終処分場はこの既存最終処分場の受入れ終了後に供用を開始する計画となっている。

計画地の北側は既存の廃棄物最終処分場、北西側は商港区として港湾運送業とコンテナバースとして使用されており、東側と南側を外周護岸で囲まれている。また、南本牧ふ頭周辺の沿岸域は埋立造成された平坦な地形で、臨港地区となっており、石油精製、造船などを中心とした工業港区となっている。また、首都高速湾岸線および国道357号より内陸側は、住居地域等となっている。

中区内の一般環境大気測定局（加曾台及び本牧測定局）における測定結果では、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については、環境基準を達成しているが、二酸化窒素については市内の他のほとんどの一般環境大気測定局と同様、横浜市の環境目標を達成していない。一方、光化学オキシダントについては、市内の他の一般環境大気測定局と同様、環境基準を達成していない。

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、評価書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意する必要がある。

2 個別的事項

(1) 環境影響評価項目

ア 存在・供用時

(ア) 大気汚染

a 廃棄物搬入車両の走行に伴って発生する二酸化窒素の大気汚染に対する影響を予測した結果、周辺環境への影響の程度は小さいものと評価されている。しかし、二酸化窒素の横浜市環境目標が達成されていないこと及び光化学オキシダントの環境基準が達成されていないことから、窒素酸化物の排出量をできる限り低減すべきである。

よって、事業者が新たに廃棄物運搬車両を導入する場合には、最も排出ガスレベルの低い車両を採用するとともに、廃棄物を搬入する他事業者にも、同様の取組を行うよう協力要請すること。

(イ) 水質汚濁

a 遮水工竣工後、十分な遮水機能が確保されていることを確認し、供用を開始すること。

b 廃棄物の埋立期間が概ね50年間と長期にわたる計画であることから、遮水護岸の遮水機能及び余水処理水水質の監視を継続して行うとともに、遮水護岸及び排水処理施設の適切な維持管理を行うこと。

c 排水の生物学的処理においては、効率よく窒素除去が行われるよう運転管理すること。

d 処理水の消毒については、次亜塩素酸ナトリウムの他にも、より消毒効果の高い方法について検討すること。

(2) 環境配慮項目

(ア) 地震等の自然災害による二次災害

遮水護岸のケーソン間目地が大きくずれた場合にも、遮水機能が大幅に低減しないよう、過去の震災事例を参考にするなどして対応を検討すること。

(イ) 温室効果物質

管理棟等で使用する電力について、自然エネルギーの利用を検討すること。